

**鳥取県告示第537号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、岩美加入区及び泊中部加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成23年9月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治